

平成16年2月12日

学務委員会

改正 平成18年2月8日

第10回学務委員会

### 「再受験科目」の取り扱いについて

○講義と実習等が明確に区分され、それぞれ独立に成績が評価される科目について

講義と演習・実験・実習が組み合わさってひとつの科目を構成しているものがある。これらの科目のうち、シラバス上、講義と実習等が明確に区分されていて、それぞれ独立に成績が評価されている科目で、期末試験を実施した科目については、講義に関して、独立に「再受験科目」の取り扱いを考慮する。

表1

	講義	演習・実験・実習	翌年度
ケース1	合格	不合格	再履修が必要
ケース2	不合格	合格	再受験が可

○進級判定時に認定された再受験科目について

- 1 進級判定時に認定された再受験科目については、進級時に再履修が可能と判明した場合は、再履修に変更できるものとする。
- 2 再履修への変更を希望する学生は、履修方法変更届（様式第1）を履修登録表と共に、事務局教務課へ提出するものとする。  
また、履修方法変更届の提出期限は、履修登録表の提出期限と同一日とする。

(様式第1)

平成 年 月 日

学務委員会委員長 殿

## 履修方法変更届

学科・学年

学科 第 学年

学籍番号

氏 名

私は、再受験の認定を受けた下記の科目について、再履修への変更を届出します。

記

期間	曜日	時限	授業コード	授業科目名
前期・後期				
前期・後期				